

# 第1回「としま子ども会議」 実施報告書



令和2年度  
豊島区



## 目次

1 「としま子ども会議」の概要 .....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 対象者及び参加者 .....	1
(3) 実施期間 .....	1
(4) 実施方法 .....	1
(5) 実施内容 .....	1
2 「としま子ども会議」意見発表会 .....	3
(1) 日時 .....	3
(2) 会場 .....	3
(3) 参加者 .....	3
(4) 実施内容 .....	3
①「としま子ども会議」活動内容の説明・企画案の発表 .....	3
②質疑応答 .....	4
③講評 .....	5
3 参加者・保護者及びファシリテーターのコメント .....	6
4 意見に関する取組の方向性 .....	6
5 関連資料 .....	7
(1) 意見発表会資料 .....	7
(2) 豊島区子どもの権利に関する条例 .....	27
(3) としま子ども会議実施要綱 .....	32

### (1) 目的

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもが区政などについて話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映することを目的とする。また、「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明権の確保を図る。

#### 「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項

区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

### (2) 対象者及び参加者

区内に在住または在学の小学4～6年生、中学生、高校生を対象に、広報としま5月1日特集号に募集記事を掲載し、6月1日を締め切りとして募集した。募集の結果、以下4名が参加した。

氏名	学校・学年
山中 朝	区立長崎小学校 4年
武津岡 芽依	区立西池袋中学校 1年
井守 実月	区立明豊中学校 1年
永田 美星	山脇学園高等学校 1年

### (3) 実施期間

令和2年7月26日～12月13日

### (4) 実施方法

オンライン形式にて会議を行うとともに、区役所内における発表会を実施。

### (5) 実施内容

参加者が自主的に区政に関わるテーマを決めて意見交換を行った。令和2年度は、コロナ禍で学校生活や日常生活に予期せぬ変化が出た中で、「思い出を取り戻したい今の自分たちの思い出をつくりたい」をテーマに、意見交換の場を6回設けた。全回終了後、意見交換の結果を発表会にて区に発表した。

実施にあたっては、会議の進行を補助するため、幅野 裕敬氏(NPO法人SLC 代表理事)がファシリテーターを務めた。

各回の実施内容は次ページのとおり。

**①第1回（7月26日）**

参加者同士で自己紹介を行い、簡単なゲームでアイスブレイクを行った。その後、今年度意見交換するテーマを話し合いで決定した。

**②第2回（8月23日）**

第1回で決定したテーマをもとに、各参加者が実現したいことを考え、参加者同士でプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションでは、実現したいことのほか、実現のあたった課題や大人に手伝ってほしいことを発表した。

**③第3回（9月27日）**

第2回で考えたことを実現するために、大人に質問したいことを検討した。

**④第4回（10月25日）、第5回（11月22日）、第6回（11月28日）**

第3回での質問への回答を見て、各参加者が実現したいことの企画案を検討した。検討の際、企画が実現されることで他者にどのような影響を与えるかも考えながら、発表資料の作成を行った。

## 2 「としま子ども会議」意見発表会

会議での意見交換の結果を踏まえ、各参加者が実現したいことの企画案をまとめ、発表を行った。

### (1) 日時

令和2年12月13日(日) 午前11時から12時

### (2) 会場

区議会会議場

### (3) 参加者

- ・「としま子ども会議」参加者及び保護者
- ・ファシリテーター(NPO法人SLC代表理事 幅野 裕敬氏)
- ・高野 之夫区長、高際 みゆき副区長、金子 智雄教育長、
- ・区管理職(子ども家庭部長、教育部長、広報課長、子ども若者課長)

### (4) 実施内容

参加者の子どもたちが今年度の「としま子ども会議」活動内容の説明や、それぞれの企画案の発表を行った。発表後、区管理職による質問や高野区長、高際副区長、金子教育長による講評を行った。

#### ①「としま子ども会議」活動内容の説明・企画案の発表

「としま子ども会議」の概要や、6回の会議で意見交換した内容について、参加者から説明を行った。また、参加者それぞれがまとめた企画案を発表した。(資料は7ページから26ページ)

#### 企画案のタイトル・概要一覧

発表者	企画案タイトル	概要
山中 朝	Go To おとまり会	コロナ禍で修学旅行や移動教室が中止になった中、新しいクラスの友達と交流を深めるお泊まり会・お楽しみ企画を行いたい。
武津岡 芽依 井守 実月	Let's enjoy! Sleepover Party!!	コロナ禍でクラス同士の交流が減った中、クラスでお互いを知り、仲を深める機会としてお泊まり会を行いたい。
永田 美星	Step by step up としま ～誰もが主役になれる まちづくりを～	区のおすすめスポットについて SNS などを使って国内外にアピールし、区のイメージ向上を図る。

## ②質疑応答

発表後、区管理職から参加者に対して質問を行い、参加者が回答した。質疑応答の概要は以下のとおり。

子ども家庭部長から山中 朝さんへ

【質問】Go To おとまり会の企画で、楽しみ企画を話し合っ決めてということで、皆で話し合っ決めてということは非常に重要なことだと思います。山中さんとしては何か行いたい企画はありますか。



【回答】夏にお泊まり会をやりたいと思っているので、肝試しや怪談話、クイズ大会、ビンゴ大会などをやりたいと思っています。

教育部長から井守 実月さんと武津岡 芽依さんへ

【質問】コロナ禍だからといって、行事を全て中止にするのではなく、出来ることをやるということは大変重要だと考えております。今回の企画で、お互いを知ることができるように行動するとのことですが、具体的にどのように行動したら良いと思いますか。



【回答】お泊まり会で自由時間を設け、交流したいと思っています。

広報課長から永田 美星さんへ

【質問】「Step by step up としま」という企画タイトルが大変素晴らしいと思いました。また、SNS は場所や世代、時間を超えて交流することができ、その活用は非常に意義のあることと思います。SNS は多種多様にありますが、今回の提案では、どの SNS を活用するのが良いと思いますか。



【回答】私の発表で SNS として Facebook、Twitter、Instagram、LINE を挙げましたが、全てを活用するには時間も手間もかかると思います。そこで、全世界で最も多くのユーザーがいる Facebook を中心に活用すると良いと思っています。

### ③講評

発表及び質疑応答の後、高野区長、高際副区長、金子教育長による講評を行った。講評の概要は以下のとおり。

#### 高野区長

皆さんの思いや創造力のこもった発表を聞いて、大変勉強になりました。

発表でお話のあった「みんなが仲良くなる」ということは、高齢者にも子どもにも全ての方々に通じることで、SDGs の精神とも繋がることと思っており、非常に感心しました。

今回の子ども会議をきっかけとして、これからそれぞれ成長していく中で、自身の意見を考え、発信することをぜひ続けていただきたいと思います。

#### 高際副区長

緊張もある中で、素晴らしい発表を本当にありがとうございました。

山中さんの「Go To おとまり会」からは切実な思いを感じました。目的の「自分も皆も喜ぶ」ということは、私も日々そのような思いで仕事をしており、非常に共感しました。井守さんと武津岡さんも、友達と交流し、仲良くなるチャンスとしてお泊まり会を提案してくださいました。コロナ禍で実現するには超えなければならないハードルも多々ありますが、ぜひ友達や先生、保護者の方と話し合い、実現に向けた一歩を踏み出してほしいと思います。

永田さんの発表は、「豊島区のファンを増やす」ということで、まさに区の進めていることと一致しており、大変感謝しております。今回の企画をきっかけに区の魅力を再発見してくれたのなら、非常に嬉しく思います。

是非これからも友達と意見を交わし、良いアイデアを提案していただきたいと思います。

#### 金子教育長

生活にも変化が出た中、6回の会議での意見交換、大変お疲れ様でした。

山中さんと井守さん、武津岡さんの発表が共通して学校でのお泊まり会でしたが、区立の学校では一部学年しか移動教室を実施できていない状況であり、泊まりでの交流の重要性を改めて認識しました。

永田さんの発表も非常に素晴らしく、ぜひすぐに区の職員になってほしいほどと感じました。

自分で実現したいことを考え、緊張もある中で発表したことは、非常に良い経験になったのではないかと思います。皆様のご意見はぜひ役立てたいと思います。



### 3 参加者・保護者及びファシリテーターのコメント

発表会終了後の懇談及び事後アンケートにおける参加者・保護者及びファシリテーターのコメントは以下のとおり。

参加者・保護者の感想（一部抜粋）

- 企画を考えることで豊島区の魅力を再発見でき、さらに豊島区が好きになった。
- いろいろな人と交流できて良い経験になった。
- 違う学年の人と話せて、勉強になった。
- 区政の最高機関である議場を実体験できたことが良かった。
- 区役所職員がどのような考え方をもとに仕事しているか間近で見ることができ、参考になった。

ファシリテーター 幅野 裕敬氏のコメント

「区政について話し合う」という大きなテーマを自分ごととして捉えてもらうため、自分がいま困っていることや何とかしたいことなどから考えはじめてもらいました。そこからそれが解決できた時、自分が嬉しいだけでなく、お友達や家族、他の人も喜んでくれるのか？と考えを広げてもらいました。自分が嬉しいこととみんなも嬉しいことを考えていく作業はとても大変なことです。全6回という短い時間の中で、自分としっかり向き合いながら頑張ってもらってくれました。

### 4 意見に関する取組の方向性

今回の「としま子ども会議」で発表のあった子どもの意見に関する区の実施の方向性は以下のとおり。

企画案タイトル	区の実施の方向性
Go To おとまり会	地域では、青少年育成委員会が子どもの交流事業を実施しているため、区は事業の支援やお知らせをしていきます。
Let's enjoy! Sleepover Party!!	また、学校では、コロナ禍においても、修学旅行や移動教室が実施できるような方法を検討しています。友達との交流を深める機会の提供として、どのようなことができるのか児童・生徒の皆さんと一緒に考えていきます。
Step by step up としま～誰もが主役になれるまちづくりを～	文化観光課では観光に特化したインスタグラムを運営し、文化・観光の特設サイトも開設予定です。公式ツイッターでの情報発信強化や SNS 媒体の拡充を進めつつ、担当課と連携して国内外にアピールしていきます。

## 5 関連資料

### (1) 意見発表会資料

#### 令和2年度「としま子ども会議」意見発表会

●日時：令和2年12月13日（日）午前11時から

●会場：豊島区役所 区議会議場

1 開会・趣旨説明

2 区長挨拶



3 「としま子ども会議」活動内容の説明・意見発表

4 質疑応答

5 講評

6 閉会

# 「としま子ども会議」 活動内容 説明資料



# としま子ども会議 振り返り

2020年12月13日

山中 朝・井守 実月・武津岡 芽依・永田 美星

特定非営利活動法人SLC



# 第1回

特定非営利活動法人SLC

## 1-1.会議のルール



ルームルールを3つ定めます！

より、生産的に・充実した話し合いをするために  
自分の思いと他の人の意見を尊重しながら、話し合いをしていきましょう。



特定非営利活動法人SLC

## 1-2.テーマ決め



**思い出を取り戻したい**  
**今の自分たちの思い出をつくりたい**

特定非営利活動法人SLC



# 第2回

特定非営利活動法人SLC

## 2-1. やってみたいことプレゼン！



考えてきたこと・調べてきたことをプレゼンしよう

下記の3つをプレゼンしてください。  
時間は、1人3分です。

具体的に  
したいこと

実行するた  
めに難しい  
こと

解決のため  
大人にして  
ほしいこと

特定非営利活動法人SLC

## 2-2. やってみたいことプレゼン！



したいこと	課題	解決のため大人にしてほしいこと
<p>○学校でのお泊り会 ○映画会 ○クラスの親睦会 ○調理実習 などのイベントをしたい。</p> <p>(理由) 修学旅行、スキー教室、調理実習など楽しみにしていた学校行事が中止になってしまった。その代わりに「お楽しみ行事」が欲しいから。</p>	<p>○コロナ対策 ○お泊りの場所、部屋の手配 ○調理や飲食をする際の消毒などの対策</p>	<p>○感染防止のアドバイス ○場所の確保 ○食材の手配などの実施に向けた方策</p>

特定非営利活動法人SLC



特定非営利活動法人SLC

## 3-1.質問してみよう！



### 主管課の方に質問したいこと

皆さんが考えた質問を取りまとめ、主管課の方に実際に質問します。  
次回までに回答して頂きます。

困ったこと  
できるか  
分からない  
こと

豊島区が  
やっている  
こと

自分たちが  
関われる  
こと

特定非営利活動法人SLC

## 3-2.SDGs



### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン（国際連合広報センター）  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

特定非営利活動法人SLC



# 第4～6回

特定非営利活動法人SLC

## 4-1.企画を考えよう！



一番大事なこと		知ることから始めよう		
タイトル	Let's enjoy! sleepover Party			
ウォンツ (やりたいこと)	<p>クラスのみんなどお泊り会            クラス全体の仲良しさが欲しい            グループが出来ている→同調圧力とかある            グループで固まってほかの人と関わらないのはもったいない            →ほかの人とも話をすると、新しい友達もできる、友達の別の一面を発見、得意分野が分かる            ・見た目で判断しないで、合う・合わないも、絡んでから判断、合わなかったら無理に仲良くならなくてもいい</p> <p>1ステップ  <b>知ることから始めよう</b>            2ステップ            ・仲良くなって、相談し合える関係性をつくらう            ・得意分野を認め合おう            ・嫌いでもいいから、存在は認め合おう</p>			
ニーズ (喜んでくれる人)	どんな人が	どうして喜ぶか	どうなってる？	
	孤立しがちな人 ー 苦手意識を向けている人がいる人(あいつ嫌って言っている側の人)	お泊り会で仲良くなる 半強制的に会話をする →新しい発見があるかも ー 学校以外の一面を発見できる、もしかしたら趣味が合うかも	自分にとって大切な友達が見つかる ・素の自分・認めてくれる ・言いたいことが言える ・言いたくないことは言わなくていい ・間違っていたら指摘してくれる ・親に相談できないことでも相談しあえる めい・みつきの関係性	
キャン (自分が出来ること 大人が出来ること)	<b>感染対策</b> (マスクの徹底・ソーシャルディスタンスの徹底・消毒の徹底) <b>運営の手伝い</b> (布団しく・料理)			



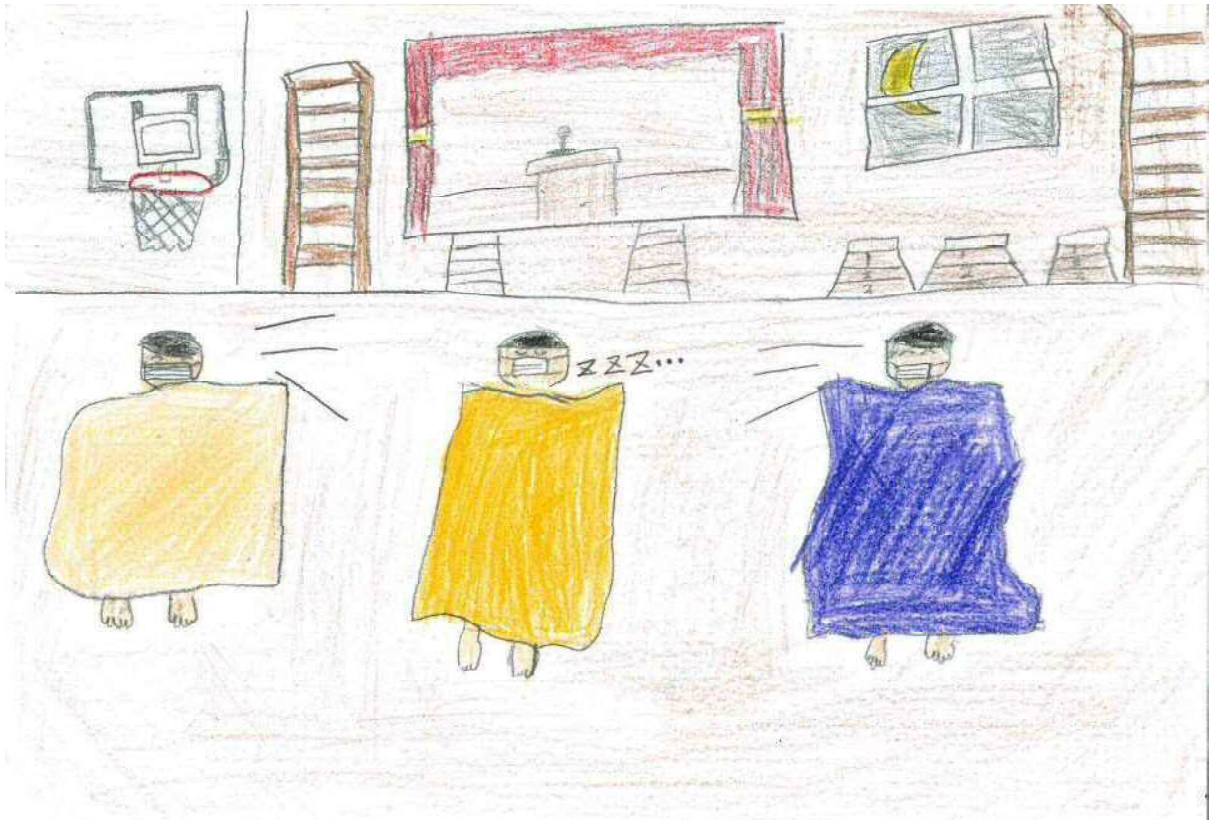
「としま子ども会議」  
意見発表資料

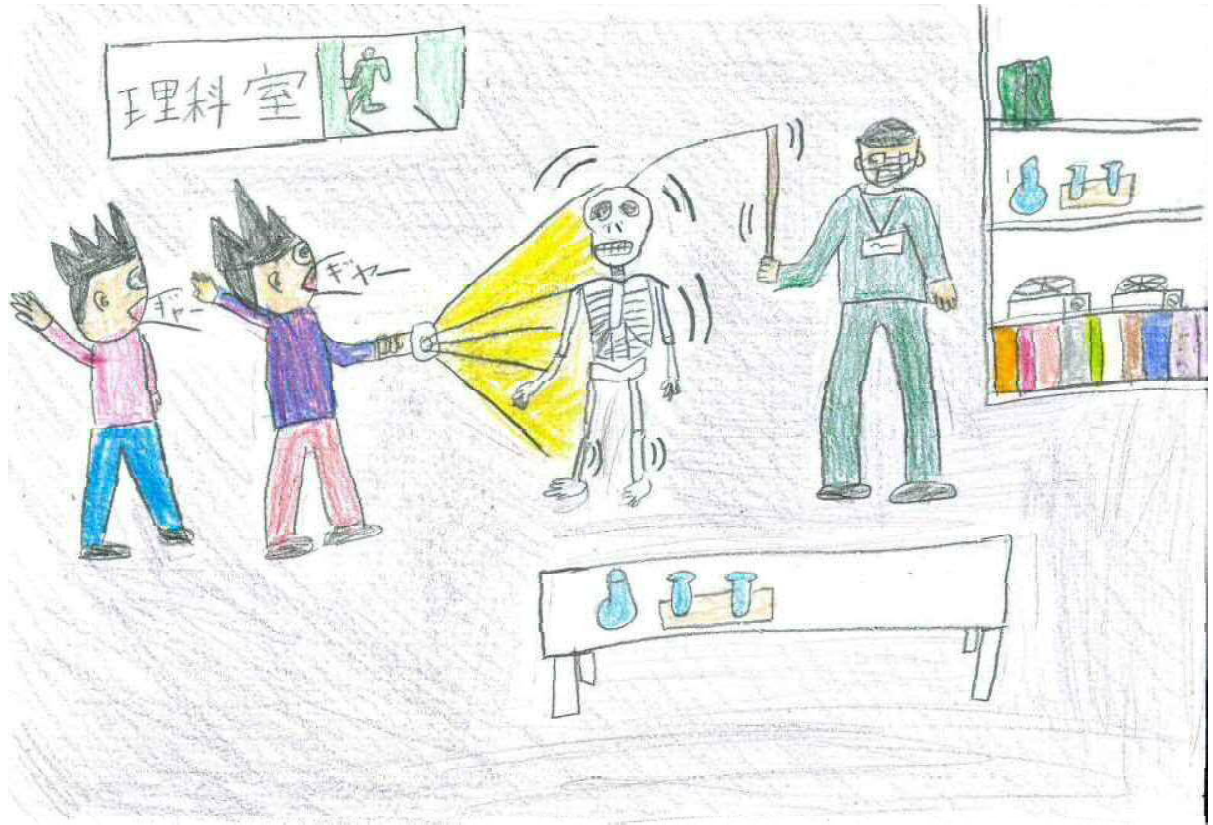


# Go To おとまり会

長崎小学校 山中朝

1 やりたいこと	Go To おとまり会。夕食後に学校に集まって、おとまり会をする。
2 目的	いろいろな友達との交流をふやして、仲良くなりたい。
3 理由	4年生になって、やっと初めてのとまりがけの行事だと楽しみにしていたのに、コロナで行かれなかったのが、とても残念だから。学校なら遠くへのい動がないから、いいはず。
4 どんな人がよろこぶか	みんなもよろこぶし、ぼくもよろこぶ。今年、い動教室やしゅう学旅行に行かれなかったほかの小学生も、きっと同じ気持ちだと思う。
5 どうしてよろこぶか	今まであまり話すことがなかった人と仲良くなれるし、もともと仲良しだった人とは、さらに仲良くなれる。
6 おとまり会の後	遊べる仲間がふえる。こまったことや、なやみを話せる人がふえる。学校のクラスのふんいきが、もっとワイワイ明るくなる。すると、じゆ業も、もっと楽しくなる。
7 そのために自分がすること おとなにしてほしいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・おとまり会のプログラムを、友達や先生みんなと考えて作る。</li><li>・おとまり会の日は、はん長になり、けんかする人や、やることをやらない人に声をかける。</li></ul>





# Let's enjoy! Sleepover Party!!

明豊中学校1年 井守実月  
西池袋中学校1年 武津岡芽依

## 知ることから始めよう

### ▶ ステップ①

知ることから始めよう

- ・ ステップ②
- ・ 仲良くなって、相談し合える関係性を作ろう
- ・ 得意分野を認め合おう
- ・ 嫌いでもいいから、存在は認め合おう

## Want s (やりたいこと)

- ・クラスみんなとお泊り会
- ・クラス全体の仲良しさが欲しい
- ・グループができている

→同調圧力とかがある

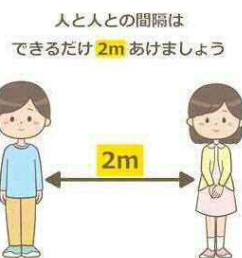
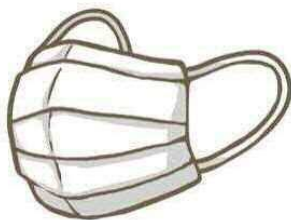
- ・グループで固まって他の人と関わらないのはもったいない

→他の人とも話をすると、新しい友達もできる、友達の別の一面を発見、得意分野がわかる

- ・見た目で判断しないで、合う・合わないも絡んでから判断、合わなかったら無理に仲良くならなくてもいい

## Can (自分ができること、大人ができること)

- ・感染対策 (マスクの徹底・ソーシャルディスタンスの徹底・消毒の徹底)
- ・運営の手伝い (布団を敷く・料理)



## Needs (喜んでくれる人)

【どんな人が】

- ▶ 孤立しがちな人
- ▶ 苦手意識を向けている人がいる人（あいつ嫌って言っている側の人）

【どうして喜ぶか】

- ・お泊り会で仲良くなる
  - ・半強制的に会話をする
- 新しい発見があるかも
- ・学校以外の一面を発見できる、もしかしたら趣味があうかも

## Needs ②(喜んでくれる人)

【どうなってる?】

- ・自分にとって大切な友達が見つかる
- ・素の自分・認めてくれる
- ・言いたいことが言える
- ・言いたくないことは言わなくていい
- ・間違っていたら指摘してくれる

めい・みつきの関係性





# Step by step up としま

～誰もが主役になれるまちづくりを～

山脇学園高等学校1年 永田 美星

コンセプトは

「生まれ育った豊島区の素晴らしさを  
多くの人に知って欲しい！！」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



具体的に実現したいこと

- 街のイメージを良くしたい
- 豊島区のファンを増やしたい
- 豊島区＝池袋だけでないことをアピールしたい
- 豊島区住民に自分の街をもっと好きになってもらいたい
- 海外の方にも豊島区の良さを知ってもらいたい

そのために出来ること

## SNSを活用した豊島区の広報活動

【SNSの例】



### 問題点

- ▶投稿する時は、法律（キャラクターや写真の著作権など）を守る。
- ▶嘘や不確かな情報は流さないようにする。
- ▶利用するSNSの特徴を理解し安全かつ効果的にSNSを活用する。

## SNSで紹介したい場所①



### トキワ荘マンガミュージアム

令和2年7月7日に開館されたトキワ荘マンガミュージアム。

クールジャパン、マンガの聖地で、日本を代表する偉大な漫画家を生み出し育んだクリエイティブな空間です。

豊島区のマンガ・アニメをアピールできます。

## SNSで紹介したい場所②



### 雑司ヶ谷鬼子母神堂

自宅からも近く安産と育児の神様として有名です。都会の中のアオアシス空間で自然も豊かで心安らげる場所でお気に入りのスポットです。

国の有形重要文化財に指定されており、雑司が谷歴史と文化のまちづくり懇談会の「雑司が谷がやプロジェクト」が日本ユネスコ協会連盟の「未来遺産プロジェクト」に登録されています。

## SNSで紹介したい場所③



### としまキッズパーク

「子どもたちの個性を理解し尊重しあう公園」障害のある子もない子と一緒に遊ぶことができる公園です。

子どもに優しい公園が設置され嬉しいです。このような遊び場が増えると子どもたちののびのびと遊ぶことができ、より元気な豊島区が実現されると思います。



このようなことをすることで……

街は

- 人がたくさんくると地域が活性化され、街が明るくなる

豊島区民は

- 自分の街を好きになる、誇りに思う

豊島区に  
来た人は

- 豊島区に来て楽しかった思い出をSNSで拡散して、輪が広がる。

## (2) 豊島区子どもの権利に関する条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 29 号

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めているのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に通じる理念にほかならないのです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設等及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。
- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者(通過する者を含みます。)をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの育成について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等(以下「施設関係者」といいます。)は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。

5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

## 第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。

- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。

- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

## 第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすため

に、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。  
(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。  
(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

## 第4章 子どもの権利の保障

### 第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。  
(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制

(3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制

(4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制

(5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

### 第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

### 第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。



#### 第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

#### 第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

- 第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

- 第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。
- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。
- (子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)
- 第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。
- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。

- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

#### 第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

- 第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

- 第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

- 第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

- 第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第 27 条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第 28 条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

## 第 7 章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第 29 条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第 30 条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第 31 条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織します。
- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第 32 条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第 33 条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第 34 条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第 35 条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第 36 条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

## 第 8 章 雑則

(委任)

第 37 条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 6 章及び第 31 条から第 36 条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成 21 年規則第 69 号で、第 6 章の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行)

(平成 29 年規則第 67 号で、第 31 条から第 36 条までの規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行)

### (3) としま子ども会議実施要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成 18 年条例第 29 号。以下「条例」という。）第 20 条第 4 項に規定するとしま子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (事業内容)

第 2 条 子ども会議は、次の事業を行う。

(1)区政の子どもに関わる事項について、自主的に課題を決定し、当該課題について意見交換を行うこと。

(2)前号に掲げる意見交換の結果を、区に対して発表すること。

#### (組織)

第 3 条 子ども会議は、条例第 2 条第 1 号に規定する子どもであり、豊島区内に在住または在学するもので構成する。

#### (ファシリテーター)

第 4 条 子ども会議を運営するために、ファシリテーターを置くことができる。ファシリテーターは、子ども会議全体の進行補助を行う。

#### (会議)

第 5 条 子ども会議は、区が必要に応じて開催する。

#### (構成員以外の出席)

第 6 条 子ども会議は、特に必要があると認められるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (区による支援)

第 7 条 区は、子ども会議の開催にあたり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1)子ども会議の開催及び活動に必要な経費の補助

(2)子ども会議への子どもの参加及び会議の円滑な促進

(3)その他子ども会議に必要と認める事項

#### (意見の取り扱い)

第 8 条 区は、第 2 条第 2 号に基づく意見を公表しなければならない。

#### (庶務)

第 9 条 子ども会議に係る庶務は、豊島区子ども家庭部子ども若者課において処理する。

#### (委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## SDGs未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

### 第1回「としま子ども会議」実施報告書 令和3年2月

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111（代表）

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>